

令和3年度保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学する方で保育士資格の取得を目指し、卒業後は各県の保育所等で保育士として就業することを目指す学生に対して、修学に必要な資金を貸与することで、県内の保育士の確保を図ることを目的とするものです。宮城県を希望する方は、4/14（水）の学内説明会で資料を配布します。その他の県を希望する学生は、学生課で申請書類を配布しますので、お越してください。

県	宮城県	山形県	秋田県	福島県 ※1年生のみ募集
貸与対象者	①本学在校生 ②優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に資金の貸与が必要と認められる方。 ③他の都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない方。 ④卒業後は、宮城県内に就職する。	①本学在校生で卒業後、山形県内において保育業務に従事しようとする方。 ②養成施設入学前の1年の期間、本人またはその配偶者若しくは一親等の親族が県内に住民登録している方。 ③優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に資金の貸与が必要と認められる方。 ④他の都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない方。 ※「山形県若者定着奨学金返還支援事業」などを利用している場合は、本修学資金の利用はできません。	①本学在校生で卒業後、秋田県内において保育業務に従事しようとする方。 ②優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に資金の貸与が必要と認められる方。 ③他の都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない方。	① 卒業後 福島県内において、保育士として保育業務に従事しようとする者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす方。 (1) 次の①から③のいずれかに該当する方 ①県内に住民登録をしている者 ②県内の養成施設に修学する者 ③県内出身者であって、県外の養成施設に修学する方にあつては、入学の前年度までに県内に1年以上住所を有していた者。 (2) 学業成績が優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない方。(日本学生支援機構の奨学金及び国民政策金融公庫の教育支援資金を除く) ※ 東日本大震災による地震・津波により住宅が被災(半壊以上)し、罹災証明書の交付を受けた方又は原子力災害対策特別措置法に基づき、警戒・計画的避難・緊急時避難準備区域の中に平成23年3月11日時点で住所を有していた方については、家庭の経済状況等の要件は問わない。
貸与金額	■修学資金 月額 5万円以内 ■入学準備金 20万円(入学者のみ) ■就職準備金 20万円 ※高等教育の修学支援新制度で減免後に自己負担が生じる場合に限り減免額を差し引いた額が貸付可能。			
総額	◆総額 1年生：160万円 2年生：80万円 ※宮城県及び福島県では、世帯の状況により生活費の加算を受けられる場合もあります。			
利子	◆利子：無利子			
従事する県	・宮城県	・山形県 ・国立障害者リハビリセンター等で従事する場合など、一部県外も含む。	・秋田県 ・国立障害者リハビリセンター等で従事する場合や、東日本大震災の被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。)において業務に従事する場合など、一部県外も含む。	・福島県 ・国立児童自立支援施設 ・国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する施設等。(別表を確認のこと)
募集人員		概ね120名	新入生100人程度 2年生以上10人程度	80名(予定) 本学から1名～2名推薦可。ただし、応募者多数の場合は、福島県内の応募者を優先する。
申請	・出願締切：5月14(金)13時 学生課まで ・学校にて一括申請	・出願締切：5月6日(木)13時 学生課まで ・学校にて一括申請	・出願締切：6月11日(金)13時 学生課まで ・学校にて一括申請	・出願締切：5月6日(木)13時 学生課まで ・学校にて一括申請
事項	・日本学生支援機構の奨学金と併用は可能です・卒業後、1年以内に保育士登録を行い、保育所等の各県が指定した施設において5年間(過疎地域で従事した場合は3年間)継続して保育士として業務に従事したとき貸与金の返還が免除されます。			

※詳細は、各県の募集要項を必ず確認してください。各県の社会福祉協議会のホームページで確認できます。学生課窓口で書類を配布しています。

○岩手県の保育士修学資金貸付制度については、岩手県社会福祉協議会にお問合せください。

○青森県の保育士修学資金貸付制度については、青森県社会福祉協議会にお問合せください。